

IoT関連技術等に関する事例の充実化

~事例の概要と関連する審査基準の解説~

山本 俊介 審查第四部 電子商取引 審查官

第四次産業革命が進展する中で、IoT、AI関連の技術、及びこれら技術と密接に関連する価 値あるデータの知的財産による保護が注目を集めています。審査基準室では、平成28年9月(第 一弾)と平成29年3月 (第二弾) の二度にわたり、IoT、AI及びデータに関する事例を審査ハン ドブックに追加・公表しました。本稿では、追加した計23の事例の概要と、その狙い、及び関 連する審査基準の考え方を解説します。

1. はじめに

近年、IoT (Internet of Things) や人工知能 (AI: Artificial Intelligence) 等の技術¹⁾の革新が進んでお り、これらの技術を活用することによって第四次産 業革命②が進展しています。第四次産業革命とは、 図1に示されるように18世紀から脈々と続く一連 の産業革命の流れの第四段階に位置付けられるもの で、以下のような技術・サービスが社会に普及する ことを意味します。

- ①無線通信網の発達とセンサデバイスの小型化・低 価格化が進んでいます。これによりコンピュータ や通信端末以外のあらゆる「モノ」をネットワーク に接続するIoT技術が発展し、多数のモノが発す る大量のデータ(いわゆるビッグデータ)を収集 可能になりました。また、「モノ」以外でも、スマー トホンやSNSの普及により、個人が発するデータ 量がこれまでにないスピードで増加しています。
- ②データ分析技術・機械学習技術の進展のほか、大

量のデータを蓄積・処理するための基盤となるコ ンピュータの性能向上、ストレージ容量の増加も 進んでいます。これにより、①に示される大量の データを短時間で分析・機械学習することが可能 となったので、精度の高いAIを開発したり、人 手では得ることが難しい新たな知見を利用した価 値あるサービスを提供したりすることが、従来よ りも容易になりました。

③②により、コンピュータ(AI)が、収集したデー タの分析によって最適な解を自動的に発見できま すので、多様なシステムやサービスが「自律的に」 「最適に」動作することが期待されます。例とし ては、工場の生産管理、施設の電力管理、店舗の 商品管理、個人の健康管理、AI将棋ソフト、は たまたトランプ大統領の発言に基づく株価予測③ まで、多岐に渡ります。

第四次産業革命が実現された社会においては、 IoT関連技術等、つまり、収集した大量のデータを 適切に管理する技術、及びデータの分析・学習技術

¹⁾ 本稿では、IoT関連技術とAI関連技術を含めて、「IoT関連技術等」といいます。

²⁾ 経済産業省における第四次産業革命についての本格的な議論は、平成27年9月に開催された第1回産業構造審議会「新産業構造部会」に 端を発します。当部会の配付資料2では「世界では、IoT、ビッグデータ、人工知能といった破壊的イノベーションによる「第4次産業 革命」とも呼ぶべき大変革が進みつつある」と説明されています。また、同資料6では、第四次産業革命について詳述されています。 $http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shin_sangyoukouzou/001_haifu.html$

³⁾ そのようなアプリが "Trump Trigger"として提供されています。 http://www.toushin-1.jp/articles/-/2548

loT(Internet of Things)、人工知能(Al: Artificial Intelligence)等の技術革新に基づき、 大量のデータとAIの利用によって、第四次産業革命の実現が期待されている。

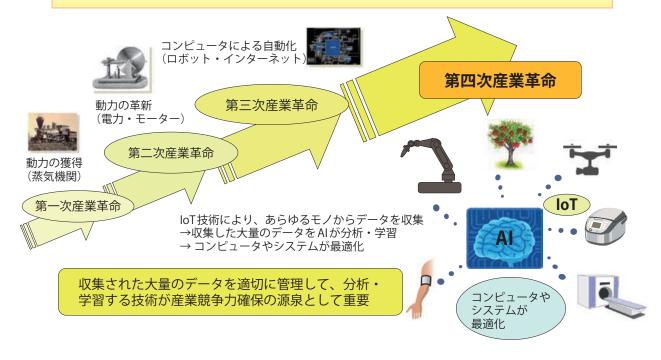


図1 第四次産業革命のイメージ (第11回審査基準専門委員会WG資料1より抜粋)

が産業競争力確保の源泉として重要なものとなりま す。技術の変革期に当たって、特許庁では第四次産 業革命に対応した知的財産権制度の整備に取り組ん でいます。平成28年10月には、東京大学政策ビ ジョン研究センター教授の渡部俊也氏を座長に迎 え、こうした経済社会情勢に対応した知財制度・運 用や、企業の知財戦略の在り方について検討を行う 検討会を発足させました40。審査基準室では、こう した第四次産業革命時代の技術の特許審査における 判断の明確化のために、平成28年度、二度に渡っ てIoT関連技術等の事例を審査ハンドブックがに追 加しました。二度の事例追加は、第一弾「事例の追 加」(平成28年9月)、第二弾「事例の充実化」(平成 29年3月)としてそれぞれ実施しました。以下、詳 細について説明します。

2.【第一弾】IoT関連技術等に関する事例の追 加(平成28年9月)

2.1 事例追加の必要性

特許審査の視点からIoT関連技術等を考えると、 それは特別に新しい技術というよりは、上記1.「は じめに」①②で示したように、基本的には従来から 存在する技術の進展、適用、組み合わせとして捉え ることができます6。したがって、現行の審査基準 に基づいて、審査官は特段問題なく審査を行うこと ができていると考えられます。しかし、世界的に注 目度が高く、今後ますます出願が増えると予測され るIoT関連技術等に対する審査の運用を出願人等の ユーザに示すことは有意義です。また、IoT関連技 術等は、個々の要素技術のみでなく、情報通信技術

⁴⁾ 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/daiyoji_ sangyo_chizai/001_haifu.html

⁵⁾ 特許・実用新案審査ハンドブック http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm

⁶⁾ そういう意味ではIoT関連技術等は"新しい"と言われることが多いですが、それはコロンブス的新しさ(新しい島の発見)というよりは、 インディ・ジョーンズ的新しさ(既存の島の奥深くの冒険)といえます。つまり、多くのIoT関連技術等は、他の出願と変わらない程度 の新しさであると考えられます。

やデータ分析技術(AI含む)を農業・工業・医療と いった応用分野に適用した発明、つまり、特定の一 の技術分野に閉じたものではなく、複数の技術分野 の要素を含んだ発明も多く想定されます。その場合 に、技術分野に関係なく全審査官が統一的な考え方 の下で適切な審査を行うことも、当然ながら重要で す。さらに、国際的な観点でも、IoT関連技術等の 知財保護についてはまだ議論が始まったばかりであ り、世界に先駆けて日本特許庁の運用を諸外国に発 信することで、日本がIoT関連技術等の保護に関す る議論をリードする狙いもありました。

上記の観点から、審査基準室では、審査基準の改 訂を行うことなく、IoT関連技術等の適切な出願、 審査を促すことを目的として、当該技術に関する事 例を審査ハンドブックに追加することとしました。

2.2 事例追加の概要

第一弾の事例追加においては、IoT関連技術でを 中心に12事例が審査ハンドブックに追加されまし た。事例の作成に当たっては、国内外で実際に特許 出願された発明を参考にするとともに、近年注目さ

れている技術分野(無人走行車、ドローン、ウェア ラブルデバイス等)を含めるようにしました。また、 追加事例については、関係する企業・団体や庁内の 審査室から意見募集を行いました。

IoT関連技術の事例を審査ハンドブックへ追加す ることは、2.4にて後述する第10回審査基準専門 委員会WGで審議にかけられ、承認されました。な お、第一弾、第二弾の事例追加は、ともに、IoT関 連技術等について現行の審査基準の考え方を示すも のであって、審査の運用を変更するものではないた め、パブリックコメントは実施しておりません。

表1に、追加事例の一覧を示します(事例に付さ れた通し番号、及び「キーワード」は、本稿におい てのみ便宜的に用いられている情報であることに留 意してください。)。各事例の詳細な説明は、審査 ハンドブックにおける全ての事例を横断的に集約し た参考資料®や、特許庁ホームページに掲載してい るスライド資料%にて分かりやすく解説しておりま すので、本稿では省略します。以下、事例が示す IoT関連技術特有の論点と、それに関する審査基準 や審査ハンドブックの考え方を説明します。

| | 要件 | 発明の名称 | キーワード | 審查HB掲載箇所 |
|----|-------|-------------------------|---------------|---------------------------|
| 1 | 発明該当性 | 電気炊飯器の動作方法、 動作プログラム | 機器等制御 | 附属書 A3. 発明該当性 事例 4-2 |
| 2 | 発明該当性 | 無人走行車の配車システム 及び配車方法1 | 機器等制御、ビジネス方法 | 附属書B第1章3.2発明該当性 事例2-9 |
| 3 | 発明該当性 | 無人走行車の配車システム 及び配車方法2 | 機器等制御、ビジネス方法 | 附属書B第1章3.2発明該当性 事例2-10 |
| 4 | 新規性 | ロボット装置 | サブコン、ロボット | 附属書 A4.新規性 事例 35 |
| 5 | 新規性 | 水処理装置 | サブコン、水処理 | 附属書 A4.新規性 事例 36 |
| 6 | 新規性 | 健康管理システム、端末装置 | サブコン、ウェアラブル端末 | 附属書 A4.新規性 事例 37 |
| 7 | 新規性 | ドローン見守りシステム、 ドローン装置 | サブコン、ドローン | 附属書 A4. 新規性 事例 38 |
| 8 | 進歩性 | サプライチェーン管理方法 | サプライチェーン、生産管理 | 附属書 A5.進歩性 事例 26 |
| 9 | 進歩性 | ランニング支援システム | ウェアラブル端末 | 附属書 A5.進歩性 事例 27 |
| 10 | 進歩性 | 豪雨地点特定システム | ビッグデータ分析 | 附属書 A5.進歩性 事例 28 |
| 11 | 進歩性 | 医療機器保守サーバ | 故障検知、メンテナンス | 附属書 A5.進歩性 事例 29 |
| 12 | 進歩性 | 建設機械保守サーバ | 故障検知、メンテナンス | 附属書 A5.進歩性 事例 30 |

表1 【第一弾】追加事例の一覧

⁷⁾ IoT 関連技術と並んで注目されている AI 関連技術については、特許制度小委員会等にて並行して議論が進んでいたことから、この時点 においては性急に事例追加をすることは避け、このあとの第二弾の事例充実化に含まれることとなりました。

⁸⁾ IoT関連技術等に関する事例について http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/handbook_shinsa_h27/app_z.pdf

⁹⁾ IoT関連技術の審査基準等について https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/iot_shinsa_161101.htm

2.3 事例の論点

事例によって示される論点は、主に以下の3点です。

(1) 発明該当性

IoT関連技術は、基本的には、その実施にソフト ウエアを必要とする発明(ソフトウェア関連発明) です。ソフトウエア関連発明の発明該当性は、審査 基準第Ⅲ部第1章2.「発明該当性の要件についての 判断」いに基づく判断に加えて、審査ハンドブック 附属書B 第1章「コンピュータソフトウエア関連発 明 [11] (以下、「CSハンドブック」といいます) 2.1 に 基づく判断を必要とすることがあります。実際の審 査において、請求項に係る発明の発明該当性を詳細 に検討する必要性を求められる頻度は、技術分野 (特に、ソフトウエア技術を扱うか否か) によって 大きく異なるのが実情であり、CSハンドブックの 内容についてはなじみが薄い方もいるかと思いま す。ここでは、ソフトウエア関連発明の発明該当性 についての具体的な判断手法を図2に示します。

図2におけるポイントは、ソフトウエア関連発明 であっても、機器等に対する制御等や対象の技術的 性質に基づく情報処理を具体的に行うものであれ ば、審査基準第Ⅲ部第1章2.のみに基づいて発明該 当性を有すると判断でき、CSハンドブックに基づ く判断(いわゆるソフト・ハード協働要件12)を必 要としないという点です。表1における事例の中で は、事例1「電気炊飯器の動作方法、動作プログラ ム」がこのケースに該当します。ただし、この場合 であっても、CSハンドブックに基づく判断を必要 としないのはあくまで「発明該当性」に関してのみ であり、請求項に係る発明がソフトウエア関連発明 である以上、記載要件や新規性・進歩性の判断にあ たっては、CSハンドブック1.1「発明の詳細な説明 の記載要件」、1.2 「特許請求の範囲の記載要件」及 び2.2「新規性、進歩性」を参照する必要があるこ とに注意が必要です。

また、今後、IoTを謳いながらも、単なるビジネ ス要件を定義したに過ぎない内容の請求項及び明細

- ・IoT関連技術は、コンピュータソフトウエアを必要とすることがあり、 その場合における発明該当性をどのように判断すべきかがポイントになることがある。
- ▶コンピュータソフトウエアを利用する部分があっても、以下の(i)又は(ii)のように、 全体として自然法則を利用しており、コンピュータソフトウエアを利用しているか否かに関係なく、 「自然法則を利用した技術的思技術的想の創作」と認められるものは、コンピュータソフトウエアという 観点から検討されるまでもなく、発明該当性の要件を満足する。
 - (i)機器等に対する制御又は制御に伴う処理を具体的に行うもの(エンジン制御等)
 - (ii) 対象の技術的性質に基づく情報処理を具体的に行うもの(画像処理等)

(審査基準第Ⅲ部第1章発明該当性及び産業上の利用可能性「2.2 コンピュータソフトウエアを利用する ものの審査に当たっての留意事項」)

- ▶ビジネス用コンピュータソフトウエア、ゲーム用コンピュータソフトウエア又は数式演算用コンピュータ ソフトウエアというように、全体としてみてコンピュータソフトウエアを利用するものとして創作された ものについての発明該当性の判断
 - → 審査ハンドブック附属書B第1章「コンピュータソフトウエア関連発明」2.1.1.2
- ★ソフトウエアによる情報処理がハードウエア資源を用いて具体的に実現されている場合、発明該当性の 要件を満足する。

具体的には、ソフトウエアとハードウエア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の 情報処理装置又はその動作方法が構築される場合

図2 ソフトウエア関連発明の発明該当性判断(第10回審査基準専門委員会WG資料1より抜粋)

¹⁰⁾ 審査基準第III 部第1章 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tukujitu_kijun_bm/03_0100bm.pdf

¹¹⁾ 審査ハンドブック附属書B 第1章 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/handbook_shinsa_h27/app_b1.pdf

^{12) 「}ソフトウエアによる情報処理が、ハードウエア資源を用いて具体的に実現されている | 場合は、当該ソフトウエアは 「自然法則を利用 した技術的思想の創作 | である。「ソフトウエアによる情報処理がハードウエア資源を用いて具体的に実現されている | とは、ソフトウ エアとハードウエア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されることをい う。(CSハンドブック2.1.1.2(1)(i))

書の出願も想定されます。そのような場合を想定し た、CSハンドブックにおける発明該当性の判断も 事例として示しました(事例3「無人走行車の配車 システム及び配車方法21)。

(2) サブコンビネーション発明の新規性

IoT関連技術は、通常、複数の装置、端末、サー バがネットワークで接続されたシステムで実現され ますが、近年のビジネスのグローバル化に伴い、全 体システムを構成する一部の構成要素(特にサーバ) が国外に存在するケースが増えています13)。請求項 に全ての構成要素を含む「システム」の特許権では、 発明の構成要素の一部が国外に存在する場合は権利 行使が困難です。そのため、IoT関連技術の特許と しては、全体の「システム」よりも、その構成要素(特 に、ユーザ側の端末、装置等) で権利取得ができた 方が、一般的に権利を行使しやすいと考えられると ころ、そのような「装置」や「端末」の発明が、サブ コンビネーション14)の発明として特許出願される ことが想定されます。また、ものづくりに強みを持 つ日本としては、端末、装置等の「モノ」の発明を サーバ側の動作内容等で特定した形式の請求項での 権利化を図ることが重要になる場合も考えられま す。上記を踏まえ、請求項の記載形式について可能 な選択肢を出願人等のユーザに示し、適切な請求項 の作成を支援する狙いで、サブコンビネーションの 発明の事例を作成しました。

審査においては、IoT関連技術のサブコンビネー ションの発明の新規性の判断についても、他分野の サブコンビネーションの発明についての新規性の判 断と同様に、審査基準第Ⅲ部第2章第4節4.「サブ コンビネーションの発明を「他のサブコンビネー ション」に関する事項を用いて特定しようとする記

載がある場合」に従って行いますい。事例において は、特に事例4「ロボット装置」において、他のサ ブコンビネーションに関する事項が請求項に係るサ ブコンビネーションの発明の構造、機能等を「特定 している場合」と「特定していない場合」とを請求 項1と2にて対比的に提示することで、分かりやす く解説しています。

(3) 進歩性

審査におけるIoT関連技術の発明の進歩性の判断 は、他分野の発明についての進歩性の判断と同様 に、審査基準第Ⅲ部第2章第2節「進歩性」に従っ て行います。

そのため、IoT関連技術であっても、引用文献の 組み合わせの論理付け等、進歩性に関する基本的な 考え方は、他の技術と何ら変わることはありませ ん。ただし、IoT関連技術の発明においては、「モノ」 がネットワークと接続されることで得られる情報の 活用による有利な効果が認められる場合がありま す。このような場合には、当該効果を「進歩性が肯 定される方向に働く要素に係る諸事情」の一つに含 めて進歩性の判断を行います(事例8「サプライ チェーン管理方法」や、事例9「ランニング支援シ ステム」を参照。)。

2.4 第 10回審査基準専門委員会WG16 における

審査基準専門委員会WGは、審査基準の定期的な 点検を主な目的の一つとして設置されたWGであ り、平成28年9月16日に開催された第10回WG の議題2において、審査ハンドブックにIoT関連技 術の事例を追加することについて審議されました。 WG委員からは、事例追加はIoTについての出願・

¹³⁾ システムの構成要素や行為主体が国境を跨がる事態の問題については、平成28年4月「次世代知財システム検討委員会報告書」の4.「デ ジタル・ネットワーク時代の国境を越える知財侵害への対応」でも取り上げられています。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf また、平成 28 年度産業財産権制度問題調査研究報告書「ネットワー ク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究」もご参照ください。 https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2016_11.pdf

¹⁴⁾ サブコンビネーションとは、二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明、二以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明等(以 上をコンビネーションという。) に対し、組み合わされる各装置の発明、各工程の発明等をいいます (審査基準第 ${
m III}$ 部第 2 章第 4 節 4.)。

^{15) 「}他のサブコンビネーション」に関する事項が形状、構造、構成要素、組成、作用、機能、性質、特性、方法 (行為又は動作)、用途等 の観点からサブコンビネーションの発明の特定にどのような意味を有するのかを把握して、請求項に係るサブコンビネーションの発明 を認定します。

¹⁶⁾ 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第10回審査基準専門委員会ワーキンググループ https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/new_shinsakijyun10_shiryou.htm

権利化に向けた検討をする上で参考になる旨、ま た、IoT関連技術の事例を世界に先駆けて発信する ことで、特許庁が審査基準をリードすることに期待 する旨等がコメントされ、事例の追加について承認 されました。

これを踏まえ、平成28年9月28日に、審査ハン ドブックにIoT関連事例を追加する改訂を行い、公 表に至りました17)。

3. 【第二弾】IoT関連技術等に関する事例の充 実化(平成29年3月)

3.1 さらなる事例の充実化の必要性

第一弾の事例追加によって、IoT関連技術に対す る審査基準の考え方について一定の指針を示したと ころではありましたが、特に、以下の2点において さらなる事例の充実化の必要性がありました。

(1) データ、AI技術に関する事例

1.「はじめに」でも述べたように、IoT関連技術で

は、大量のデータを収集し、管理し、分析・学習す ることが要諦となります。図3は、そのような収集 されるデータの視点から見たIoT関連技術の俯瞰図 を示しています。第一弾にて追加された事例は、 データが収集された上で分析・学習されていること を前提とし、その分析・学習結果を「利活用」する 点に着目した発明が主なものでした(図3における ④「利活用」フェーズに対応する事例)。しかし、図 3において①~③で示される、データの取得、管理、 分析・学習の各フェーズに関する技術も、IoT関連 技術の中で重要な位置づけであることは言うまでも なく、さらなる事例追加によって審査基準の考え方 を示す必要がありました。以下、各フェーズを具体 的に説明します。

①「取得」フェーズは、センサ等を用いて「モノ」か らデータを収集する段階です。センサから収集さ れ、その後の分析・学習等に供されるデータ自体 に何らかの特徴がある場合に、それが特許性を有 するのかが論点となります。そうしたデータの保 護は、契約による保護や不正競争防止法における

- ・loT関連技術は、様々な技術分野で利用される。平成28年9月に追加した事例の技術分野も、 多岐に渡る。
- ・一方、重要性が増している「データ」の観点で俯瞰すると、loT関連技術では、①様々なデータを<mark>取得</mark>し、 ②データをネットワークを介して収集の上、管理し、③AIを用いる等して大量のデータを分析・学習し、 ④新たな価値・サービスを見いだす形でデータを利活用する。

〈データから見たIoT関連技術〉

4利活用 ③分析・学習 ニューラルネットワーク ディープラーニ学習済みモデル ②管理 タ管理 データ構造 ①取得 センシングデー

〈対応事例〉

- ・サプライチェーン管理方法(平成28年9月公表済) ・豪雨地点特定システム(平成28年9月公表済)
- ・宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル (発明該当性)
- 製造ラインの品質管理プログラム (進歩性)
- ・木構造を有するエリア管理データ (発明該当性)
- ・木構造を有するエリア管理データ (進歩性)
- リンゴの糖度データ (発明該当性)

図3 データから見た IoT 関連技術の俯瞰図 (第11回審査基準専門委員会 WG 資料 1 より抜粋の上一部改変)

^{17) 「}特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂について(平成28年9月28日) https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa_h2809.htm



営業秘密18)としての保護が一般に考えられます が、特許法の保護対象となるのか否かを示した事 例は存在しておりませんでした。

- ②「管理」フェーズは、サーバ等において、収集さ れたデータをその後の分析処理等にて扱いやすい 構造、フォーマット等で管理・蓄積する段階で す。ここでは、そのような特定の目的のための「構 造を有するデータ」ないし「データ構造」の特許 性が論点となります。
- ③「分析・学習」フェーズは、AI等を用いて大量の データを分析・学習することで、新たな知見や付 加価値を獲得するフェーズです。ここでは、①② とは異なり「データ」の特許性を考えるものでは ありませんが、近年、技術的な注目度が非常に高 い「ディープラーニング」や「学習済みモデル」と いったAI関連技術についての審査上の取扱いが 論点となります190。

(2) 3D プリンティング用データに関する事例

IoT、AIとは直接の関係性はありませんが、「デー タ」の観点で、3Dプリンティングの技術に用いら れる3Dプリンティング用データの保護の問題が生 じています²⁰⁾。3Dプリンティング用データとは、 3Dプリンタによって造形される造形物の三次元形 状の座標データ等を含むデータであり、そのデータ に基づいて3Dプリンタが当該造形物を造形可能と なるものです。3Dプリンティング用データはそれ 自体単独で流通し得るものであり、3Dプリンタを 有している者であれば、当該データに基づいて容易 に造形物を複製することができるため、その経済的 価値が注目されています。このような3Dプリン ティング用データについて、特許法の保護対象とな るのか否かを示した事例は存在していませんでした ので、IoT関連技術等と合わせて第二弾の事例充実 化に含められました。

3.2 事例充実化の概要

第二弾の事例充実化においては、AI関連技術と データ(データ構造、3Dプリンティング用データ) を中心に11事例が審査ハンドブックに追加されま した。第一弾と同じく、事例の作成に当たっては、 実際の出願を参考にするとともに、注目技術(IoT を利用した農業、音声対話、スマートマニュファク チャリング、ディープラーニング等)を含めました。 また、関係する企業・団体や庁内の審査室からも意 見募集を行いました。審査ハンドブックへの事例充 実化については、3.4にて後述する第11回審査基 準専門委員会WGにて審議され、承認されました。

表2に、第二弾にて追加された事例の一覧を示し ます。第一弾と同じく、各事例の詳細は、審査ハン ドブックにおける全ての事例を横断的に集約した参 考資料®や、特許庁ホームページに掲載しているス ライド資料®にて分かりやすく解説しておりますの で、本稿では省略します。

3.3 事例の論点

事例についての論点は、主に以下の4点です。

(1)「データ」の発明該当性(「情報の単なる提示」 と判断されるデータ)

審査基準第Ⅲ部第1章2.1.5では、「発明(自然法 則を利用した技術的思想の創作)」に該当しないも のの類型として、「情報の単なる提示(提示される情 報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の 提示を主たる目的とするもの)」が挙げられていま す。そのため、請求項に係る「データ」が、その内 容にのみ特徴を有し、情報の提示を主たる目的とす る場合は、「発明」に該当しないと考えられます。事 例13「リンゴの糖度データ及びリンゴの糖度デー タの予測方法 | における請求項1「……リンゴ用糖 度センサにより計測された、果樹に実った収穫前の

¹⁸⁾ 不正競争防止法において、「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業 上の情報であって、公然と知られていないもの」(法2条6項)と定義されており、営業秘密として保護されるためには、秘密管理性、 有用性、非公知性の3要件を満たす必要があります。

¹⁹⁾ ディープラーニング技術や学習済みモデルについては、例えば「知的財産戦略本部 新たな情報財検討委員会(第2回)」資料5に言及が あります。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/dai2/gijisidai.html

²⁰⁾ 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会報告書 第1. 1.(2)② [具体的な検討対象 | においても、知財制度 上の在り方を検討する対象となる「価値あるデータ」の例として、センシングデータ等のほか、「知的財産権によって保護されない物の 3Dデータ」が挙げられています。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf

| | 要件 | 発明の名称 | キーワード | 審查HB掲載箇所 | | | |
|----|-------|-------------------------------|-------------------------|----------------------------|--|--|--|
| 13 | 発明該当性 | リンゴの糖度データ及び リンゴの糖度データの予測方法 | センシングデータ、AI、農業 | 附属書A3. 発明該当性事例3-2 | | | |
| 14 | 発明該当性 | 人形の3D造形用データ及び 人形の3D造形方法 | 3Dプリンティング | 附属書A3. 発明該当性事例3-3 | | | |
| 15 | 発明該当性 | 木構造を有する エリア管理データ | 構造を有するデータ、情報検索 | 附属書B第1章3.2 発明該当性 事例2-11 | | | |
| 16 | 発明該当性 | 暗号化されたパッケージ ファイルのデータ構造 | データ構造、セキュリティ | 附属書B第1章3.2 発明該当性 事例2-12 | | | |
| 17 | 発明該当性 | 音声対話システムの 対話シナリオのデータ構造 | データ構造、Al | 附属書B第1章3.2 発明該当性 事例2-13 | | | |
| 18 | 発明該当性 | 宿泊施設の評判を分析するため の学習済みモデル | 学習済みモデル、言語処理、AI | 附属書B第1章3.2 発明該当性 事例2-14 | | | |
| 19 | 発明該当性 | 3D造形用データ | 構造を有するデータ、 3Dプリンティング | 附属書B第1章3.2 発明該当性 事例2-15 | | | |
| 20 | 進歩性 | 車載装置及びサーバを有する 学習システム | AI、機械学習 | 附属書 A5. 進歩性 事例 31 | | | |
| 21 | 進歩性 | 製造ラインの 品質管理プログラム | Al、ディープラーニング | 附属書 A5. 進歩性 事例 32 | | | |
| 22 | 進歩性 | 木構造を有する エリア管理データ | データ構造、ビッグデータ分析 | 附属書B第1章3.3 進歩性 事例3-4 | | | |
| 23 | 進歩性 | 3D造形用方法及び 3D造形用データ | 構造を有するデータ、 3Dプリンティング | 附属書B第1章3.3 進歩性 事例3-5 | | | |

表2 【第二弾】追加事例の一覧

リンゴの糖度データ。| 及び、事例14「人形の3D 造形用データ及び人形の3D造形方法 | における請 求項1「…造形される人形の3次元形状及び色調を 含むことを特徴とする人形の3D造形用データ。」 は、情報の単なる提示であるとして、「発明」に該当 しないと判断しています。

上記事例13及び14の請求項は、「発明」に該当し ないとの結論になっておりますが、決して、センサ から取得されたデータや3D造形用データが「発明」 に該当する可能性を否定するものではありません。 請求項に係るデータが、例えば、以下の(2) にて 示す「プログラムに準ずるデータ構造」といえる場 合は、「発明」に該当する場合があることに留意して ください。

(2) 「プログラムに準ずるデータ構造」 の発明該当性

(1) にて、情報の単なる提示と判断される「デー タ」は「発明」に該当しないことを示しましたが、

データ自身が特定の情報処理に用いられるための 「構造」を有する場合は、プログラムに準ずる「デー タ構造」ないし「構造を有するデータ」(以下、まと めて「データ構造」といいます210。)として、「発明」 に該当する可能性があります。

プログラムに準ずるデータ構造について解説しま す。特許法は、法の保護対象である物の発明に「プ ログラム等(プログラムその他電子計算機による処 理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるも の)」が含まれることを規定しています(特許法第2 条第3項、第4項)。ここで、「プログラムに準ずる もの」とは、「コンピュータに対する直接の指令では ないためプログラムとは呼べないが、コンピュータ の処理を規定するものという点でプログラムに類似 する性質を有するもの | を意味します (平成14年法 改正解説22)。

データ構造それ自体は、コンピュータに対する直 接の指令ではないため、「プログラム」には該当しま

^{21) 「}データ構造」、「構造を有するデータ」及び「構造を有するデータを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」の発明該当性の判 断に差異はありません(CSハンドブック2.1.2(1))。

²²⁾ 産業財産権法 (工業所有権法) の解説 【平成6年法~平成18年法】平成14年法律改正 (平成14年法律第24号) 第1章 https://www.jpo. go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h14_kaisei/h14_kaisei_1.pdf 同章では、「物」にプログラム等が含まれることを明文化する特許法2 条の改正について解説しています。その中で、「プログラムに準ずるもの|の具体例として、「特殊なデータ構造の採用により可能となっ た処理方法によりコンピュータによる処理効率が飛躍的に高まるような場合における、その特殊なデータ構造を有するデータ」が挙げ られています。

せん。しかし、データ構造がコンピュータの処理を 規定し、プログラムに類似する性質を有するのであ れば、「プログラムに準ずるもの」、つまりはプログ ラムと同等のものとして特許法の保護対象となり得 ます。CSハンドブック2.1.2では、そのようなプロ グラムに準ずるデータ構造について、他のソフトウ エア関連発明と同様に、データの有する構造が規定 する情報処理がハードウエア資源を用いて具体的に 実現されている場合、つまりいわゆるソフト・ハー ド協働要件を満たす場合には、「発明」に該当すると しています。

事例15~17、19では、このような判断のもと、 「プログラムに準ずるデータ構造」として、「発明」 に該当する例を掲載しております。また、事例14 と19はともに「3D造形用データ」の発明であり、 「情報の単なる提示」と判断されるか、「プログラム に準ずる構造を有するデータ」と判断されるかで、 発明該当性の有無が分かれる点がポイントです。

(3) 「学習済みモデル」 の発明該当性

AIの技術分野において「学習済みモデル」という 用語の技術的意味は、現在のところ技術者レベルで あっても必ずしも一致しません。ここでは、学習済 みモデルを、「パラメータ (係数) を含む AI のプログ ラム」と解し23)、図4及び5を用いて簡潔に説明し ます。図4にあるように、「猫」「犬」「虎」等の「動物 の種類」が正解データとして付与された大量の動物 の画像データ(学習用データ)をAIに読み込ませる と、AIは画像を解析し「画像のこの部分がこの色だ と猫である可能性が高い「画像のこの部分が尖っ ていると犬である可能性が高い」といった、動物の 種類毎の画像の特徴を自動的に学び、後の出力のた めの演算に用いられるパラメータ(ニューラルネッ トワークにあっては、ニューロン間の重み付け係 数)が適切に調整されます。これを機械学習と呼び、 その一連の過程の一手法として「ディープラーニン グ」があります。学習が完了した(つまり、パラメー

- ・③データの分析・学習は、AIの機械学習により実施されることが多い。
- 機械学習には様々なものがあるが、近年では、コンピュータの飛躍的な計算性能向上等により、 多層構造のニューラルネットワークを用いたディープラーニング(深層学習)が実施可能となり、 大量のデータに基づいて高品質な学習済みモデルの生成が実現されてきている。
- 生成した学習済みモデルは、未知のデータに対しても正解を出力することができる。

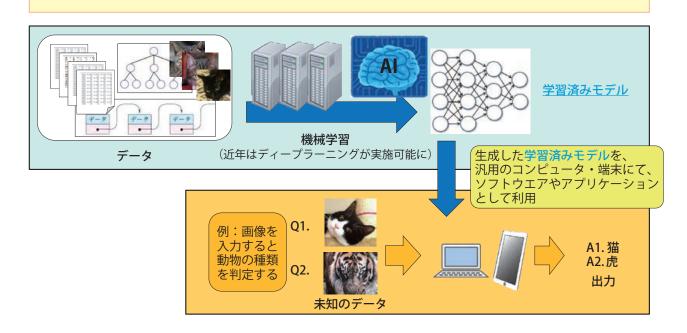


図4 学習済みモデルのイメージその1(第11回審査基準専門委員会WG資料1より抜粋)

²³⁾ 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会報告書 第2. 1.(2)②「具体的な検討対象」においても、本稿と同 様に、「学習済みモデル」を「AIのプログラムとパラメータ(係数)の組み合わせ」として表現される関数であるとしています。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf

人間の脳の神経回路の仕組みを模したニューラルネットワークの学習済みモデルは、 通常、(i)入力から出力までの演算を行うプログラムと(ii)当該演算に用いられる 重み付け係数(パラメータ)の組合せである。

- 入力される様々なデータに対して正解が出力されるよう、機械学習によりニューラルネットワークの各層の ニューロン間の**重み付け係数**を最適化する。
- ・ディープラーニングは、中間層が多数の層からなるニューラルネットワークを用いた機械学習の手法であり、 高品質な学習済みモデルを生成することができる。

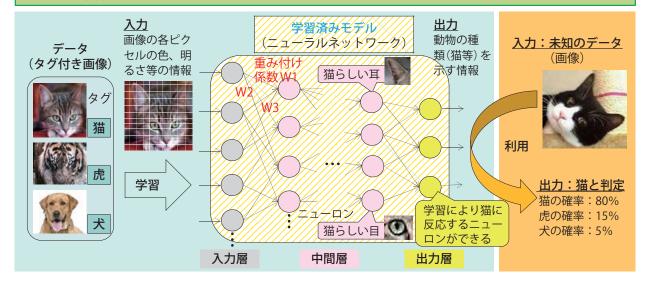


図5 学習済みモデルのイメージその2(第11回審査基準専門委員会WG資料1より抜粋)

タが調整された) AIに未知の画像を入力すると、AI のプログラムは入力画像を解析し、調整されたパラ メータに基づく演算を行い、動物の種類(例えば 「猫」)を正解として出力します。「学習済みモデル」 は、このような学習が完了したパラメータを含むAI のプログラムと解釈することができます。事例18 「宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル」 は、請求項及び明細書の記載から、請求項に係る学 習済みモデルがAIの「プログラム」であると認定で き、さらにいわゆるソフト・ハード協働要件を満た すことから「発明」に該当すると判断する事例です。

本事例18は、あくまで、請求項に係る学習済み モデルが「プログラム」と認定される場合の事例です。 請求項や明細書の記載によっては、請求項に係る学 習済みモデルを、前出の「パラメータ」の集合と認定 すべき場合もあります。その場合は、当該パラメータ の集合を「データ」ないし「データ構造」として、上 記(1)又は(2)で示した発明該当性の判断が必要です。

(4) 進歩性

審査におけるAI関連技術やデータ構造の発明の 進歩性の判断も、他の発明についての進歩性の判断 と同様に、審査基準第Ⅲ部第2章第2節「進歩性」 に従って行います。事例21「製造ラインの品質管 理プログラム」は、機械学習を行うことを特徴とす る主引例に対し、単に周知のディープラーニング技 術を適用するだけでは進歩性を有さないことを示す 事例です。また、事例22及び23は、データ構造の 発明であっても、引例同士の組み合わせ論理付け等 を審査基準に準じて行った上で、進歩性を有すると 判断する事例です。

3.4 第11回審査基準専門委員会WG²⁴⁾ における 審議

平成29年2月28日に開催された本WGでは、 IoT、AI関連技術、データ(構造)を含む「IoT関連 技術等」の事例の充実化について審議されました(図

²⁴⁾ 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第11回審査基準専門委員会ワーキンググループ https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/new_shinsakijyun11_shiryou.htm

6)。WG委員からは、近年技術革新が目覚ましい IoT、AI関連技術の事例はユーザがこれからこの分 野で出願を行う上で非常に参考になる旨、また、特 にデータ構造の事例を充実化させた点はタイムリー な対応であると評価する旨等がコメントされ、事例 の追加について承認されました。

これを踏まえ、平成29年3月22日に、審査ハン ドブックにIoT関連事例を追加する改訂を行い、公 表に至りました25)。



図6 第11回審査基準専門委員会WG開催の様子 (平成29年2月28日)

4. 事例の周知活動

IoT関連技術等は、大企業から中小、ベンチャー まであらゆる業種、企業にとって関心が高い技術で あり、これから出願を検討する企業も多く見込まれ ますので、事例追加の周知活動は極めて重要です。 現状、以下に示すように周知活動を行ってきてお り、今後も継続して周知に努めていく予定です。

- ・平成28年10月~平成29年1月に全国16か所で 開催された知的財産権制度説明会(実務者向け) にて、事例追加を周知。
- ・平成28年10月及び平成29年3月、全国9か所 の経済産業局特許室及び知財総合支援窓口に、事 例追加を案内する資料を配布。
- ・平成28年10月及び平成29年4月に欧州で開催 された五大特許庁 (IP5) 会合、並びに平成28年 11月に日本で開催された日中韓特許審査専門家 部会にて、事例追加を周知。
- ・平成29年3月~4月に、日本自動車部品工業会、

電子情報技術産業協会(JEITA)、日本知的財産協 会(IIPA)、日本弁理士会の各団体が主催する説 明会において、追加事例を解説。

5. おわりに

第四次産業革命が進行する中、IoT、AI、ビッグ データ等の技術に関する研究開発の促進や、そうし た技術を活用した新たなビジネスの創出を政府及び 経済産業省が推進しているのは周知のところです。 こうした流れの中で特許庁に求められることは、 IoT関連技術等の価値ある発明に対する適切な審査 を通じて、「強く・広く・役に立つ」権利を世に送り 出すことによる産業の発達への貢献です。そのよう な適切な審査のベースとなる審査基準の存在は極め て重要です。審査基準室では、IoT関連技術等に審 香基準を適用した場合に生じる論点を庁内外の有識 者とともに精緻に検討した上で、現行の審査基準を 特段変更することなく、事例を追加することによっ て、適切かつ統一的な審査が行われるよう寄与する ことに取り組んできました。これまでも時代に合わ せて適時、必要な改訂を行ってきた審査基準です が、技術の変遷が激しい昨今においては、これまで 以上に技術の動向を注視し、審査基準の在り方を探 求し続けていくことが必要だと考えます。

最後になりましたが、約半年間で二度に渡る計 23事例の追加にあたり、御検討及び御意見をくだ さった全ての関係者の皆様に、この場を借りて厚く 御礼申し上げます。

(本稿における見解は筆者個人のものであり、筆者 が所属する組織のものではありません。)

Profile

山本 俊介 (やまもと しゅんすけ)

平成23年4月 特許庁入庁(特許審査第四部電子商取引) 平成26年4月 審査官昇任(審査第四部電子商取引) 平成28年4月 審查第一部 調整課 審查基準室 国際基準係長 平成29年4月から現職

^{25) 「}特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂について(平成29年3月22日) https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa_h2903.htm